

9 . 日本側のポツダム宣言受諾までの動き

・ポツダム宣言の公表

ポツダム会談は、1945年7月17日から8月2日まで行われた。これに先立つ7月16日、アメリカは原子爆弾の実験に成功している。そして、会談期間中の7月26日、アメリカ・イギリス・中国の3カ国の宣言として、ポツダム宣言が発表された。

前章で述べた通り、ポツダム宣言は日本側に降伏の為の条件を示し、またこの機会を容れない場合の、日本に対する徹底的攻撃を示威したものであり、1945年7月26日に公表された。

日本側も、翌7月27日にこの内容の詳細な検討に入った。政府としては、この内容を即座に受諾は出来ないものの、明確に拒否することは終戦の機会を逸するものとして、ポツダム宣言には回答せず、また新聞への発表も、宣言の訳文のみを載せ、政府のコメントなしという形でなされた。(ただし、新聞への発表では日本への威嚇と取られる内容の一部の条文については削除されていた。)

こうして、ポツダム宣言の内容は7月28日の新聞で国民に明らかにされた。しかし、この内容に対し軍部は反発し、鈴木貫太郎首相に、この宣言を無視し、戦争貫徹に邁進するという正式なコメントを要求した。この圧力により鈴木首相は応じる形となり、ポツダム宣言の黙殺、断固抗戦という旨の首相談話が7月30日の新聞に公表された(この内容がソ連の対日参戦を早めたとの見方もある)。

・原爆の投下

8月になり、政府(特に鈴木首相、東郷外相)は依然終戦への道を模索していた。ポツダム宣言が米英中の3カ国の名の下に発表されたことを受け、政府はソ連を仲介とした講和を目指していた(当時は日ソ中立条約が有効であり、政府はソ連の対日参戦はないと考えていた。日ソ中立条約は1941年に締結され、1946年までの5年間有効であった。その後の延長については、条約期限切れの1年前までに破棄通告なき場合自動延長とされていたが、1945年4月5日、ソ連は条約不延長を通告。だが、1946年4月の期限切れを待つことなく、1945年8月ソ連は対日参戦した)。

しかし、こうした動きのある中、1945年8月6日午前8時15分、広島に原子爆弾が投下される。これを期に、政府は最早戦争の継続は不可能であり、早期の終戦を計ることとなる。8月8日には東郷外相が昭和天皇に拝謁し、原子爆弾投下に関わる事情を上奏した。これに対して昭和天皇は終戦に向け努力するようと言ったとされている(東郷茂徳「終戦に際して」)。

・ソ連の対日参戦

上記の通り、日本とソ連とは、日ソ中立条約の下にあり、第二次大戦中、1945年8月に至るまで戦火を交えたことはなかった。

8月上旬、当時ソ連に駐在していた佐藤大使は、ソ連を経由した講和の締結のため、ソ連外相であるモロトフとの面会を目指していた。モロトフは、8月2日まで行われていたポツダム会談に参加し、8月6日モスクワへと帰還した。これに対し日本側は、モロトフ外相との面会を要求した。

ソ連側は、佐藤大使との面会を8月8日午後5時と設定した。そして佐藤大使がモロトフ外相を訪れたその場で、モロトフ大使はソ連側の対日宣戦布告文書を読み上げ、佐藤大使に手交した。

モロトフ外相は、(1)日本側がポツダム宣言を拒否したことから、日本のソ連に対する調停申し入れはその基礎を失ったこと、(2)それ故ソ連は連合国側の要請に基づいて終戦促進のため対日参戦する、という旨のことを佐藤大使に通達した。

この宣戦布告をうけ、ソ連軍は翌9日、満州との国境を越え、日本軍への攻撃を開始した。

・最高戦争指導者会議の開催

広島への原爆投下と、ソ連の参戦により、8月9日午前、最高戦争指導者会議が開かれた。最高戦争指導者会議は鈴木首相・東郷外相と、阿南陸軍大臣、米内海軍大臣、梅津陸軍参謀総長、豊田海軍軍令総長の6人で構成される、(天皇を除けば)戦争に対する最高の意思決定機関であった。

会議では、ポツダム宣言の受諾にあたり、どのような条件を付けるかが争われた。首相・外相・海相は「国体護持」の1条件のみを付けることを提案したのに対し、陸相と2人の総長は、国体護持に加え「戦争犯罪人の処罰」「武装解除の方法」「保障占領(占領軍の進駐)」の3条件の付加を求めた。「戦犯処罰」は処罰において連合国のみが戦犯を処罰しないよう求める条件であり、「武装解除」は前線での即時の武装解除は困難であるという主張であり、「保障占領」に関しては短時間かつ少数の兵力であることを連合国側に要請したい、という主張であった。

この会議は、連合国への回答を、1条件にするか4条件にするかという点で最後まで意見が分かれ、午後1時散会となった。また、奇しくも会議中、11時2分に長崎に原子爆弾が投下されている。

・「第一の聖断」

8月9日午後には閣議が行われ、ポツダム宣言受諾に関する条件がこちらでも審議されたが、同じく外相と陸相の対立は解決せず、ついに8月9日深夜、天皇の面前で御前会議が開かれることとなった(会議自体は最高戦争指導者会議であり、本来の構成員6人に加え平沼騏一郎枢密院議長が参加した)。

この会議では、同じく外相と陸相の主張が対立したが、翌10日午前2時頃、天皇の「第一の聖断」が下り、国体護持の条件のみを付加した、ポツダム宣言の受諾が決定された。

・バーンズ回答

日本側の、条件付きポツダム宣言受諾の通知は、8月10日午前、スイス経由とスウェーデン経由で行われた(当時両国とも中立国)。これに対する連合国側の回答は、8月12日に行われた。これは、当時アメリカ国務長官であったバーンズの名を取り、「バーンズ回答」と呼ばれている。

回答に対しては、日本側で2点が問題となった。1点目は、「the authority of the Emperor and the Japanese Government to rule the state shall be subject to the Supreme Commander of the Allied Powers(天皇と日本政府の統治権は連合国軍最高司令部の従属化に置かれる)」という記述である。

この点に関しては、外務省が「subject to」を、「制限下に置かれる」と意識し軍を説得した。この記述では国体護持が守られるかが曖昧であるため、この点は最後まで議論の対象となった。

2点目は、「the ultimate form of the Government of Japan shall, in accordance with the Potsdam Declaration, be established by the freely expressed will of the Japanese people(日本国政府の最終的形態はポツダム宣言に従い日本国民の自由な意思に基づき決定される)」という記述である。この記述も、天皇に行政権・立法権があるにもかかわらず、政府の形態を国民の自由意志で決定するという記述が、国体に反するため、国体護持に適合していない、とされ問題に挙げられた。

・「第二の聖断」

8月13日午前に開かれた最高戦争指導者会議では、上記2点を中心とし、連合国側に国体護持を再照会しようという意見(陸相)と、この条件のまま受諾でよしとする意見(外相)が対立することとなった。

意見が一致しなかったため、翌14日午前、再び御前会議が開かれた。この席上で、天皇は再照会をせず、条件受諾の通知を連合国側にしよう述べた。この天皇の意思を受け、閣議は終戦を決定した。これにより、日本のポツダム宣言受諾は決定し、14日23時スイス・スウェーデン経由で連合国側に受諾を通知、ここにおいて第二次大戦はついに終戦を迎えることとなった。